

第3節 道路・交通体系の方針

3-1 道路・交通体系の基本方針

道路は、人や物を運ぶ「交通機能」、ライフラインを収容する空間の提供、災害時の避難路や、火災の延焼防止のほか、緑化や通風などの「空間機能」に加え、まちの骨格を形成し、沿道土地利用を誘導する「土地利用誘導機能」の3つの役割がある。また、近年では一時的にオープンカフェなどの設置により滞留できる空間にするなど、公共空間を活用した賑わい創出の取り組みも盛んであり、コンパクト＋ネットワーク*の都市構造の形成と合わせて、地域を豊かにする歩行者を中心とした道路空間の構築が必要である。

以上を踏まえ、道路・交通体系の基本方針を以下に示す。

◆広域交通へのアクセス強化

【総合計画 3-2-2 公共交通網の整備】

公共交通の結節点である JR 博多南駅や九州自動車道太宰府インターチェンジ・筑紫野インターチェンジへのアクセス強化を進めるとともに、隣接する自治体と連携して渋滞緩和の取り組みを促進する。

◆災害に強く、安全に移動できる道路交通網の整備

【総合計画 3-2-1 道路などの整備】

災害に強い基盤づくりについては、市民のニーズも高いことから、特に都市軸に沿って位置する道路や公共交通路線においては、市民が安全に移動できるよう、継続したバリアフリー化*、危険箇所の解消等の災害予防のための整備、公共交通ネットワークの維持に努める。

◆公共交通の維持と交通結節点*での乗り換え利便性の強化【総合計画 3-2-2 公共交通網の整備】

公共交通については、市民のニーズも高いことから、関係機関の協力を仰ぎつつ継続して市民ニーズにあった運行形態・路線の改善を行い、市民の生活に必要な交通手段を維持する。

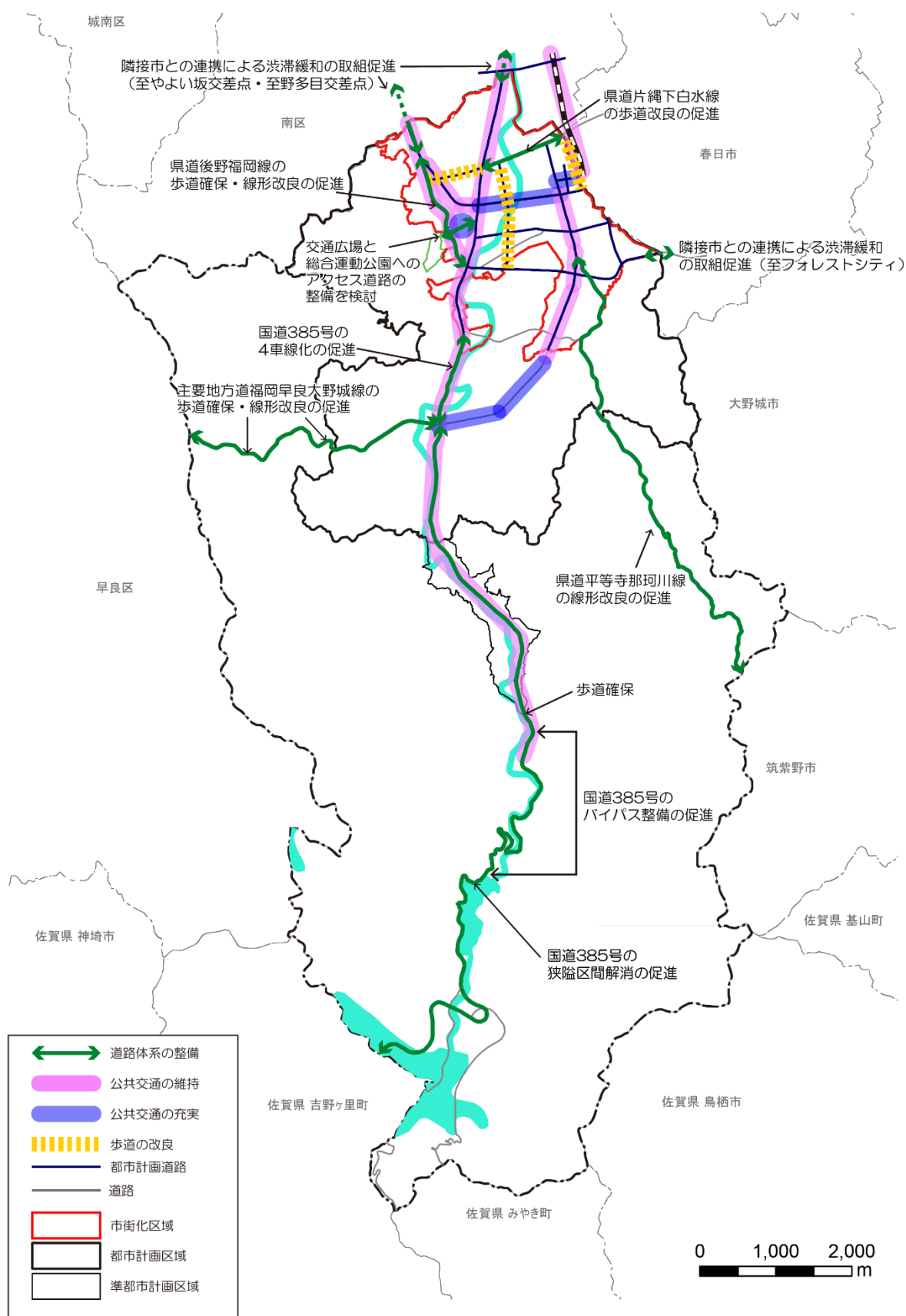
交通結節点*は、今後とも生活に必要な交通手段としての利用を考え、乗り換え等について利便性の強化を図る。また、公共交通ネットワークの強化に資する道路環境や交通施設を整備する。

多くの人々が利用する JR 博多南線について、駅周辺では、誰もが安全で円滑な移動ができ、多くの人が利用する魅力的で快適な空間形成を図る。

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり	・ 自然や文化・歴史を楽しむための回遊ルート(ネットワーク)の強化
環境に配慮したまちづくり	・ 公共交通利用への転換
市民協働で実現するまちづくり	・ 市民との連携による維持管理 ・ 拠点周辺における公共空間等を活用した魅力的な都市空間の創出

■道路・交通体系の方針図



3-2 幹線道路等の整備方針

市内のほぼ中央を国道 385 号が縦貫しており、市の道路体系における骨格を形成している。しかしながら、それ以外の都市計画道路の決定幅員は、すべて 2 車線となっているため、春日市、大野城市、福岡市南区など隣接地域との交流を支える道路の不足が懸念される。災害に強い基盤づくりを進めるためにも、隣接する自治体との協議を図りながらその機能強化を検討する必要がある。

幹線道路等について、以下を整備方針とする。

【幹線道路等の整備方針】

- 隣接する自治体と連携し、渋滞の緩和に取り組む。
- 国道 385 号は、市南部の歩道整備及び狹隘区間解消を促進する。
- 主要地方道福岡早良大野城線について、狹隘区間における歩道の確保、線形の改良を促進する。
- 県道片縄下白水線について、歩道の改良を促進する。
- 総合運動公園へのアクセス道路の整備を検討する。
- 県道後野福岡線の都市計画未決定部分については、歩道の確保、線形の改良を促進する。
- 県道平等寺那珂川線の線形の改良を促進する。

3-3 生活道路の整備方針

多くの市民にとって日常生活のなかで最も身近な生活道路は、整備が遅れており、幅員が狭く歩行者の安全な利用や、車のスムーズな通行に支障をきたす道路が多い状況である。また、見通しも悪く、交通事故等の発生が懸念されている。

生活道路について、以下を整備方針とする。

【生活道路の整備方針】

- 危険箇所や幅員が不足している箇所の改良を検討する。また、道路幅員が狭い箇所は、沿道建築物の建て替えによる幅員確保を促進し、住環境の改善や防災性の向上に努める。
- 生活道路の計画的な維持補修により、危険箇所の早期発見および補修に努める。

3-4 歩行・自転車空間の整備方針

歩行空間の整備は、地域の賑わいや市民の健康増進のために重要な要素である。また、自転車は近年、環境負荷の少ない乗り物として、あるいは健康志向の高まりなどを背景に利用ニーズが高まっており、公共交通を補い、コンパクト＋ネットワーク*の都市構造を支える重要な交通手段としての役割も期待される。

既存の都市基盤を有効活用しつつ、以下を整備方針とする。

【歩行・自転車空間の整備方針】

- 通勤通学の動線などとの整合を図りながら安全性を確保する。
- 誰もが利用できるよう、歩道の設置・拡幅、段差解消などの歩行空間のバリアフリー化*を推進する。
- 公園や広場、河川などとの結びつきを考慮する。

3-5 公共交通の整備方針

本市と福岡市を結ぶ公共交通の拠点として、市内には、JR 博多南駅及び西鉄那珂川営業所が位置している。また、山田交差点付近は、北部市街地へのアクセス拠点となっている。この拠点やアクセス拠点と各地域を結ぶコミュニティバス*「かわせみ」やデマンド交通*が運行しており、市民の生活に必要な交通手段となっている。

今後は生活に必要な交通手段を維持するとともに、拠点間を結ぶ路線の充実を図る必要がある。また、交通渋滞や環境問題等の課題を解決するためにも、公共交通の利便性を高め、利用を促進する必要がある。公共交通の整備方針を以下に示す。

【公共交通の整備方針】

- 市民の生活に必要な交通手段を確保するため、利用者のニーズにあった路線バスの運行形態や路線網の検討などについて関係機関との調整を行う。
- 利用者の少ない路線や公共交通空白地はデマンド交通*を基本とし、地域主体の取り組みについても支援する。
- 拠点やアクセス拠点への接続性を高める路線や、拠点・アクセス拠点間を結ぶ路線の維持・充実を図る。
- JR 博多南線の維持充実を図るため、周辺 4 市で構成する博多南線交通対策協議会を通じて、関係機関への要望活動を推進する。また、JR 博多南駅を経由するバス路線について、運行事業者及び近隣市と連携し路線バスやコミュニティバス*の充実を図り、公共交通の利便性向上と利用促進に努める。

3-6 その他の交通施設の整備方針

JR 博多南駅及び西鉄那珂川営業所は本市の交通結節点*であり、多くの市民や来街者が利用している。本市を象徴する顔として、以下を整備方針とする。

【交通結節点*の整備方針】

- JR 博多南駅周辺と西鉄那珂川営業所は、乗り換え利便の向上を関係機関等と協議、並びに協力を仰ぎ強化していくとともに、待合い機能の強化を検討する。
- 博多南駅前ビル(ナカイチ)は、本市の玄関口として、魅力的な空間となるように、地域子育て支援拠点や文化施設などの高次の都市機能の誘導や公共空間の活用方法を検討する。
- JR 博多南駅周辺について、関係機関や指定管理者等と連携してスムーズな交通環境と歩行者の安全性を確保するための取り組みを検討する。
- 西鉄那珂川営業所周辺は、土地区画整理事業*の実施に合わせ、公共交通ネットワークの強化に資する道路環境や交通施設の整備を検討する。



JR 博多南駅



コミュニティバス*「かわせみ」

第4節 水とみどりのネットワーク整備の方針

4-1 水とみどりのネットワーク整備の基本方針

市街地を南北に貫流する那珂川は、水やみどり等の自然環境を提供するばかりでなく、市の個性を最も雄弁に語り、重要な空間的要素として、生活に密接な関わりを持っているとともに、観光面でも重要な要素となっている。また、都市公園をはじめとするみどりとオープンスペース*は、地球温暖化の防止・ヒートアイランド現象の緩和・生物多様性の保全による良好な都市環境の提供、災害時の避難場所や火災時の延焼防止、復旧・復興の拠点となるなど都市の安全性を向上させるほか、市民の活動の場や憩いの場として豊かな地域づくりに不可欠である。

これまで本市の市街地では、市街化の進展によりみどりが失われてきた。今後は、市の質を高めるためにみどりを保全、創出するとともに、那珂川やその周辺に分布する歴史資源、自然資源、公園緑地などの資源を歩行者ネットワーク等で結んだ水とみどりのネットワークを軸に、居心地がよく、歩きたくなる都市空間の創出を目指すこととし、水とみどりのネットワーク整備の基本方針を以下に示す。

◆自然環境の保全と積極的な利活用

【総合計画 3-3-2 憩いとやすらぎの場の確保】

【総合計画 5-1-3 地域資源を活かした観光の開発】

山地部の自然環境は積極的に保全するとともに、周辺環境へ十分配慮しながら、トレッキングやハイキング、登山などの体験型観光の場としての利活用を検討する。活用に当たっては、土地所有者等と連携して民有地の自然環境の活用を検討する。また、河川をはじめとする水辺空間は景観、レクリエーション*、水源、観光、教育等の多様な役割を果たす場であるため、安全性に配慮しつつ親水空間*の創出に取り組む。特に那珂川については、「那珂川遊歩道整備基本構想」に基づき遊歩道の整備をはじめとする親水空間*の創出を検討する。

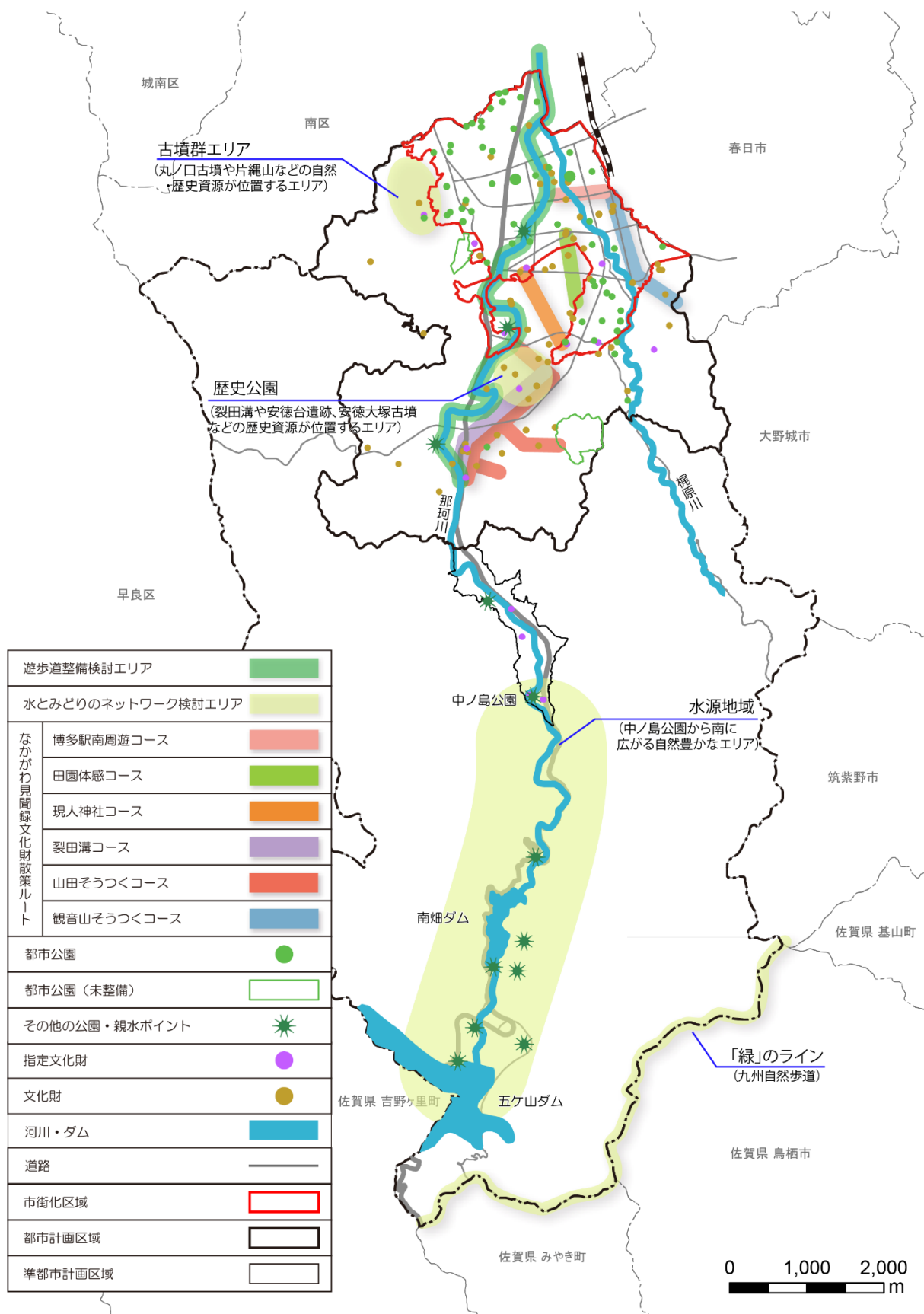
◆ニーズに合わせた魅力的な都市空間創出【総合計画 3-3-2 憩いとやすらぎの場の確保】

都市公園をはじめとするみどりとオープンスペース*や那珂川などの既存の資源をニーズに合わせて機能を充実させるとともに、既存の回遊ルートを中心に、ネットワーク化することで、魅力的な都市空間創出に取り組む。機能の充実にあたっては、高齢者や障がい者に加え、妊産婦、子育て中の方などの利用も考慮する。

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり	・ 自然や文化・歴史を楽しむための回遊ルート(ネットワーク)の強化
環境に配慮したまちづくり	・ 市街地の緑化の推進
市民協働で実現するまちづくり	・ 民有地の自然環境の活用による体験型観光の場の創出 ・ 魅力的な公共空間の創出

■水とみどりのネットワーク図



4-2 水とみどりのネットワークの整備方針

水とみどりのネットワークは、「なかがわ見聞録 ～文化財散策ルート～」の6コースに加え、「那珂川遊歩道整備基本構想」に基づく周遊ルート(那珂川市と福岡市を結ぶ那珂川の散策コース、都市と那珂川のネットワーク散策コース、都市と水辺・歴史の接続コース、水辺と歴史を学ぶ那珂川の散策コース)を軸とする。さらに、水とみどりのネットワーク検討エリアとして、自然や歴史資源が点在する以下のエリアの整備を検討する。

■水とみどりのネットワーク検討エリア

古墳群 エリア	貴重な装飾古墳を見学できる丸ノ口古墳公園や、片縄山の自然と山裾に残る丸ノ口古墳群を中心としたエリア
歴史公園	裂田溝や安徳台遺跡、安徳大塚古墳などの歴史資源が点在するエリア
水源地域	中ノ島公園から南に広がる自然豊かなエリア
「緑」の ライン	江戸時代は、筑前と肥前の国境であった佐賀県みやき町、吉野ヶ里町、鳥栖市との県境の九州自然歩道



岩門城跡から安徳台遺跡・安徳大塚古墳を臨む



五ヶ山クロス

4－3 都市公園の整備方針

市内には、主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション*や、休養のためのスペースを確保し住民の日常的で身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園として、街区公園・近隣公園(住区基幹公園)が整備されている。また、総合運動公園の整備が計画されている。

都市公園について、市民の活動の場や憩いの場として豊かな地域づくりを進めるため、以下を整備方針とする。

- 安徳公園や岩戸公園は、市民の身近な憩いの場・交流の場として、高齢者や障がい者、妊産婦、子育て中の方などの利用も考慮した機能充実を検討する。
- 小規模な街区公園について、適切な維持管理・更新に努めるとともに、ニーズに合わせた機能充実に取り組む。
- 市民のスポーツ・レクリエーション*の拠点、スポーツを通じた広域交流の場の形成や健康増進、防災拠点の整備を目的として、総合運動公園の整備を民間事業者と連携して進める。

4－4 那珂川の整備方針

那珂川は堰や自然が残る川岸が特徴ある河川空間を形成している。河川管理者である県と連携し、魅力的な都市空間を創出するため、以下を整備方針とする。

- 河川の改修と合わせて、安全性に配慮しつつ遊歩道をはじめとする親水空間*の整備を検討する。
- 河川空間のオープン化による賑わいの創出を検討する。
- 水質を維持するために、市民への意識啓発を継続する。

コラム

本市では、那珂川の河川改修と合わせた遊歩道などの親水空間*の整備を検討しています。那珂川の自然を活かし、地域の住民が日常的に健康増進やレクリエーション*などの目的に利用できる、憩いの場の創出を図ります。

参考)親水空間*の整備イメージ



那珂川緑地（福岡市）



那珂川河畔公園（福岡市）

4-5 その他の公園・緑地の整備方針

市街地内においては、低未利用地は少ないが、民間開発に伴って設置される公園、調整池や農業用水を確保するためのため池などのみどりやオープンスペース*が点在している。また、山地部は重要な自然資源であり、水源かん養をはじめとする公益的機能を果たしている。

これらも水とみどりのネットワークを構成する重要な要素ととらえ、以下を整備方針とする。

- 開発行為にあわせて整備される公園について、適切な維持管理や有効活用を検討する。
- 市街地内のため池や調整池は、緑地としての活用を検討する。
- みどりの森公園は森林の保全を図りつつ、現状の自然環境を活かした活用を検討する。
- 新市街地など、新たなまちづくりにあわせて積極的に緑地やオープンスペース*を確保する。

コラム

那珂川遊歩道整備基本構想は、美しい那珂川を未来の子どもたちにつなぐため、福岡市との市境から、橋本橋までの 6.6 kmの区間について、遊歩道等の整備を行うことを目的に、平成 30 年(2018 年)3 月に策定されました。那珂川遊歩道の整備方針として、①連続性の確保、②周遊ルートの構築、③利用者への配慮の 3 点を掲げ、那珂川沿いが歩行可能となるよう、整備を進めています。



裂田溝周辺



今光水辺公園

第5節 上・下水道の方針

本市の公共下水道は、本市が策定した下水道事業計画をもとに整備が進められており、生活環境の改善、那珂川や梶原川等の水質保全など快適な生活環境を支えるうえで、必要不可欠な施設である。

また、上水道は、春日那珂川水道企業団（那珂川市と春日市が水道事業を共同処理するために設立した一部事務組合）によって整備、供給されている。市内には、東隈浄水場及び埋金浄水場の2つの浄水場があり、都市計画区域*及び準都市計画区域*のほとんどが給水区域となっている。

上・下水道の基本方針を以下に示す。

【下水道】

【総合計画 3-3-1 清潔な生活環境の形成】

- 今後は、限られた財源で市民サービスを低下させることがないよう、管渠の整備を行うことを基本とする。また、公共下水道の区域外については、市設置型浄化槽の整備を促進し、公共用水域の保全に努める。
- 既に整備済みの下水道施設については、計画的に施設の点検・調査・修繕・改築を実施し、適正な管理に努める。

【上水道】

- 春日那珂川水道企業団を中心に、将来にわたって安全、安心で良質な水を安定的に供給する指針として策定された「春日那珂川水道企業団水道事業ビジョン」に基づいて施策を進める。

上記の方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

水とみどり、歴史・文化を 活かしたまちづくり

- ・ 排水処理の適正化による生物多様性の保全

環境に配慮した まちづくり

- ・ 下水道管の整備や合併処理浄化槽*の整備による適切な汚水処理

市民協働で実現する まちづくり

- ・ 水源環境を保持するための、豊かな自然環境の維持・保全

コラム

本市のマンホール蓋の一部は市の木「ヤマモモ」・市の花「筑紫シャクナゲ」・市の鳥「カワセミ」をモチーフにデザインされており、このマンホール蓋のマンホールカード※を平成30年12月より配布しています。

【那珂川市下水道マンホール蓋】



※マンホールカードは下水道事業への理解や下水道の普及促進を図るための広報活動の一環として、下水道マンホール蓋がデザインされた全国統一規格のコレクションカードで、マンホール蓋の写真、デザインの由来や自治体の情報などが記載されています。令和元年12月までに605種類502自治体、累計約430万枚が発行されています。

第6節 景観形成の方針

これまで本市では、利便性の高い市街地と豊かな自然が調和した都市景観が形成されてきた。市内には那珂川のほかに周辺の山並みや、安徳台遺跡や安徳大塚古墳をはじめとする歴史的な資源、新幹線車両基地などが景観要素として位置している。また、近年は、博多南駅前ビル(ナカイチ)や移住交流促進センター「SUMITSUKE」などの公共施設や五ヶ山クロスなど、質の高いデザインの施設を中心に賑わいが創出されており、本市の新たな魅力として市内外から人々を惹きつけている。

良好な景観の保全・形成を目指して、基本方針を以下に示す。

- 景観計画の策定や景観条例の制定に努め、景観にかかわる行為の規制・誘導により、良好な景観形成に取り組む。
- 市民や企業、地域が主体となった景観形成や建築協定等の締結を後押しするため、専門的な知識の提供などを検討する。
- 人々の生活のなかで接する身近なみどりを大切に、生活と一体となった景観形成を検討する。
- 自然と調和のとれた都市景観の創出を目指し、計画的な土地利用を進める。
- 市内外から多くの人の利用が予想される、地域の顔となる施設の整備にあたっては、良好なデザインに加え、公共空間の賑わいが創出されるよう、設計段階から、活用方法とあわせて検討する。
- 来訪者にとって分かりやすいよう、統一されたデザインの公共サインの設置に取り組む。

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり	・ 自然環境や歴史資源を活かした地域振興
環境に配慮したまちづくり	・ 市街地の緑化の推進
市民協働で実現するまちづくり	・ 良好な街並み形成のための景観ルールづくり

また、各エリアにおける個別方針を以下に示す。

【個別方針】

①那珂川を軸とした変化にとんだ連続性のある景観を形成する

【総合計画 3-3-2 憩いとやすらぎの場の確保】

- 変化にとんだ那珂川の景観を確保するため、水とみどりのネットワークの形成と一体となった整備を行う。
- 那珂川は親水整備が行われた区間、自然のままの景観が残った区間、改修が行われ住宅地が迫った市街地内河川の区間など様々な要素が絡み合っており、那珂川町河川基本構想(H15.3)や、遊歩道整備基本構想(H30)に基づいて、各区間の特性にあった整備保全を図る。

②市固有の文化や歴史、生活と一体となった景観を守り育てる

【総合計画 3-1-1 賑わいある都市空間の形成】

- 裂田溝や安徳台遺跡、安徳大塚古墳周辺では、田園と一体となった景観を保全・整備するため、景観法に加えて、歴史まちづくり法の活用を検討する。
- 水源地域及びその周辺では、魅力ある里山景観の保全・形成に向けた施策を検討する。

③地区の特性に応じた、個性と魅力を備えた市街地景観を形成する

【総合計画 5-2-2 歴史遺産の保存とまちづくりへの活用】

- 幹線道路沿道では、魅力的な都市空間の創出のため、歩道部分のカラー舗装化、街路樹の適切な維持管理、沿道建築物の景観コントロール、来訪者にわかりやすいサインの設置などを検討する。
- 新市街地の整備を予定している道善・恵子地区は、公共空間だけではなく、民有地も含めて、みどり豊かで潤いある良好なまちなみが形成されるよう、地区計画*や建築協定、ガイドラインの活用を検討する。また、無電柱化の推進により、美しい街並みの形成を目指す。
- 中心拠点内について、幹線道路沿道の活性化や賑わいの創出により、居心地がよく歩きたくなる空間を形成する取り組みについて検討する。特に JR 博多南駅と西鉄那珂川営業所を結び、歩道が広く確保され、良好な歩行者空間が整備されている中原浦ノ原線(いちよう通り)や、民間事業者と連携して花植え活動に取り組んでいる JR 博多南駅周辺は、今後も民間事業者等と連携した沿道景観の形成や賑わい創出により、魅力を高めるための取り組みについて検討する。
- 市民主体による生垣化や車両の抑制、公園・ポケットパーク*などの整備への支援を検討する。

コラム「居心地がよく歩きたくなる」ウォーカブルな空間とは？

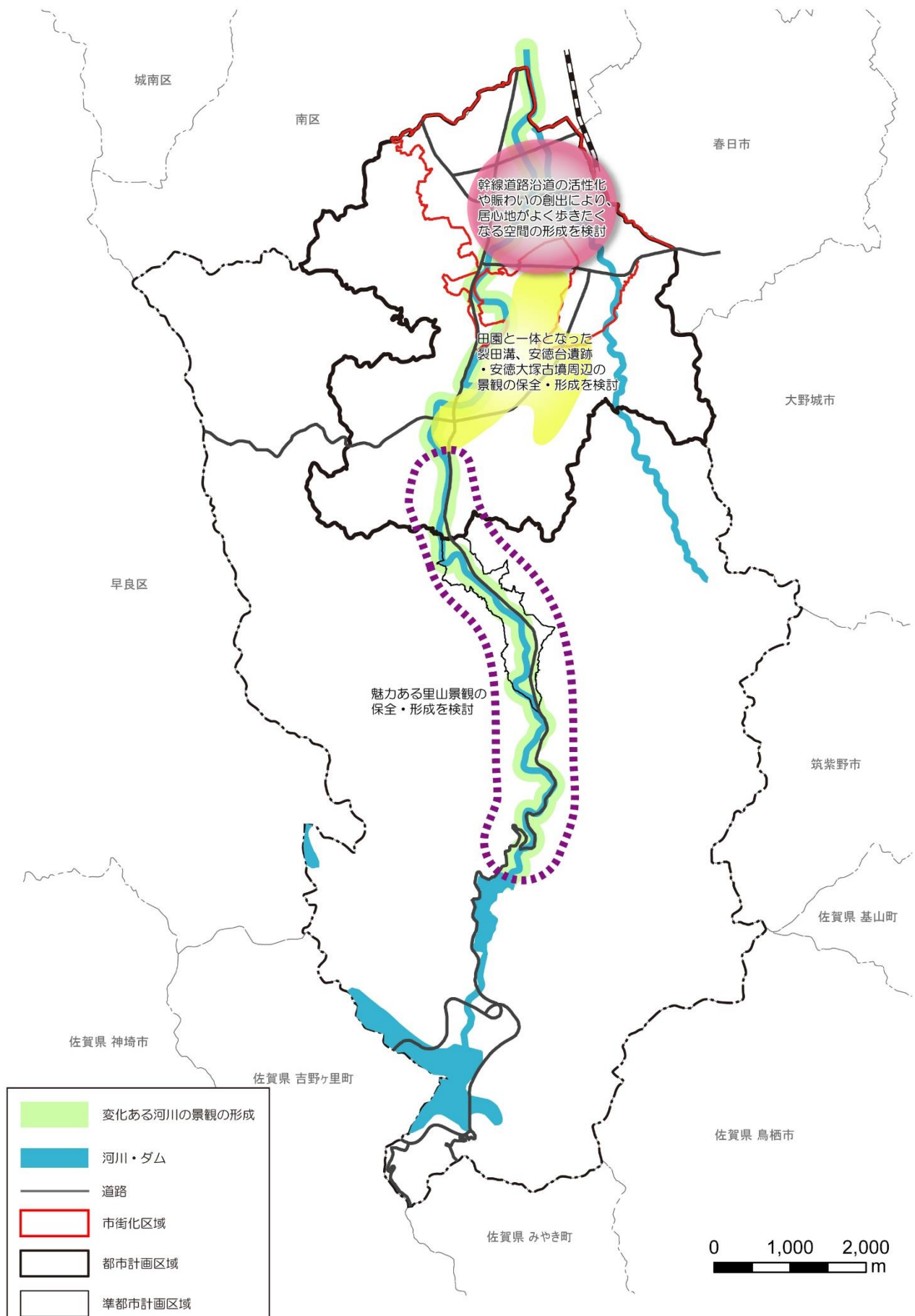
高度経済成長を経た現代において、ともすればクルマが優先する通行空間であった街路を、イノベーションの創出やまちの求心力の根源となるような、居心地が良く歩きたくなる空間とすることが、都市に求められています。街路をクルマ中心から人中心の空間に転換することにより、①人々が安全・快適に滞在できる空間の確保、②まちなかにおける人々の出会いや交流を通じたイノベーションの創出等、新たな雇用やビジネスの拡大、沿道商店街の売り上げ上昇、地価の下げ止まりなど、コンパクト＋ネットワーク*政策を加速し、都市経営に直接寄与する効果、③まちへの愛着の醸成、④人と人との新たな繋がり構築、社会的な交流の増大、人々の健康増進等によるインクルーシブな社会(社会的包摂)の実現など、多面的な効果が期待できます。



低未利用地や歩道を活用した滞留スペースの創出による魅力の向上
(グッとくるわ社会実験、愛知県岡崎市)

資料：ストリートデザインガイドライン-居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書- (バージョン 1.0)
(R2.3 国交省)
愛知県岡崎市「グッとくるわ社会実験」レポート、QURUWA HP (<http://otogawa.jp/>)

■ 景観形成の方針図



第7節 都市防災の方針

近年、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発規制や立地誘導等の土地利用方策、移転の促進など、安全なまちづくりの推進を目的として、総合的な対策を講じることが全国的に喫緊の課題となっている。

本市においても、河川沿いに市街地が形成されていることから、市内の広範囲で浸水が想定されている（平成30年4月27日福岡県告示 第468号、流域全体に961mm/24時間の降雨を前提）。

実際に、平成21年（2009年）7月の集中豪雨（本市における平成21年7月24日から26日にかけての累計雨量562mm）では、国道385号沿いの斜面崩壊、河川の氾濫による浸水被害、崖の崩落による浸水被害が多数発生している。

加えて、今後は、高齢化のさらなる進展により、災害時の避難行動要支援者が増加すると見込まれる。

市民の生命財産の安全確保を基本理念とし、災害時の被害の最小限化、迅速な復旧が図れるよう、災害対策を推進するとともに、地域と連携した共助による防災活動を促進することとし、都市防災の基本方針を以下に示す。

◆危険箇所の解消と安全な地域への居住誘導【総合計画1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靱化】

急傾斜崩壊危険箇所や土石流危険箇所等、災害の発生が予想される箇所については、砂防事業等による防災施策を関係機関と連携して行う。また、市民と災害リスクを共有し、土砂災害特別警戒区域*については、安全な地域への居住誘導を促進する。

◆洪水浸水被害の低減

【総合計画1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靱化】

河川について、河川の流下能力不足の箇所は、ひとたび集中豪雨に見舞われると氾濫等が発生し家屋浸水被害はもとより、豪雨災害時の避難路の遮断の原因となり、大きな被害に繋がるおそれがあるため、河川改修事業などを関係機関と協力して促進する。農業用ため池のうち防災重点ため池について、ため池ハザードマップ*を作成し、危険性が高いため池については災害予防のための整備等を検討する。また、特に居住誘導区域内の浸水想定区域において、河川氾濫や内水被害による洪水浸水被害に対して、河川や水路の整備を行うとともに、雨水流出対策や緑地等による保水能力の維持向上を図る。さらに、災害に強くコンパクトな都市を目指し、立地適正化計画*について必要に応じ防災指針の追加等の見直しを行う。

水害時には災害対策本部機能を浸水の危険性が低い公共施設へ移動する等、災害応急対策及び災害復旧対策が滞りなく行われるよう本部機能を維持するための検討を行う。

◆市民の防災意識の向上

【総合計画1-2-2 防災体制の充実強化】

地域と連携した防災訓練等の開催やハザードマップ*の活用により、避難場所や危険箇所の周知、自主防災組織の育成や地域の対応力強化など、市民の防災意識の向上を図る。

【市街地部】

◆災害に強い幹線道路の整備

【総合計画3-2-1 道路などの整備】

幹線道路は、骨格的な防災空間の一つとして、火災延焼の遮断、災害時の緊急活動空間、避難路などの機能を有しており、災害に強い都市づくりを図る上で大きな役割を担っている。このため幹線道路について、バリアフリー化*をはじめとする改良を計画的に進める。

また、災害時の緊急車両や救援物資運搬車両の通行を円滑にするため、緊急輸送道路を中心に迅速な対応が可能な道路環境を整備及び維持する。

◆都市公園の整備

【総合計画 1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靱化】

都市公園は、災害時の避難場所、延焼防止、復旧・復興時の拠点となるなど、都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る役割が期待される。

本市の防災拠点として、総合運動公園を整備するとともに、公園へのアクセス道路の整備を検討する。また、既存の街区公園について、災害時に誰もが避難場所として利用できるよう、施設のバリアフリー化*等の整備を検討する。

◆市街地の防災性向上

【総合計画 1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靱化】

道路等の都市基盤が未整備で道路幅員が狭い地区は、安全性や市街地の防災性向上の観点から、沿道の建築物の建て替えを促進し、道路幅員を確保する。

【山間部】

◆林地開発に対する適切な指導

【総合計画 4-1-1 森林環境の保全】

荒廃森林の整備に努めるとともに、既設林道の適切な維持管理を行う。また、周辺地域における災害の防止、下流地域における水害の防止、環境の保全等の観点から、林地開発により災害危険性が高まることのないよう適切な指導等を行うとともに、水源かん養のために、森林資源を適切に整備する。

上記の基本方針に加えて、本市の質を高めるポイントとして、以下の視点に留意しながら進める。

水とみどり、歴史・文化を 活かしたまちづくり	・ 防災・河川環境教育の充実
環境に配慮した まちづくり	・ 公共施設や指定避難所等における自然エネルギーの利用促進
市民協働で実現する まちづくり	・ 自助・共助の取り組み

コラム

災害時に避難生活が必要となった際、トイレと食事を作るための施設が必要です。災害時の生活環境が少しでも良好になるよう、防災拠点となる公園に、トイレや炊き出し用のかまどとして利用可能な、防災機能をもった施設を設置するとともに、住民自身で組み立てから使用・維持管理までを担えるよう、日頃から防災訓練を実施することが重要です。



備蓄が容易で、日常使用しているトイレに近い環境を迅速に確保できる「マンホールトイレ」

資料：国土交通省 HP、厚木市 HP



通常はベンチとして使用し、災害時は簡単な組み立てでかまどとして使用できる「かまどベンチ」

■防災の方針図

